

融資商品説明書

平成30年4月2日現在

商品名	個人ローン(4-1)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の条件をすべて満たす個人の方。 (1) 年齢が満20歳以上で安定継続した収入がある方。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金収入の方も対象となります。 ・ 派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。(年収150万円以上または、年収90万円以上で家族と同居されている方。) (2) 当金庫の会員資格を有する方。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ② 当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (3) 日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方。 (4) (一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、次に該当するものとします。 ① 申込人または申込人の家族(配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫・兄弟)が必要とする資金。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。 ② 申込人が①を用途として当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローン(借換直前3ヶ月の約定返済が3営業日以上履行滞りが1度もないものに限る)の借換資金。(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) <p>【対象とならない資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業性資金 ・ 株式取得資金(自社株の取得・増資に伴う払込資金も含む) ・ 投機的な性格の資金(ギャンブル等に用いられる資金も含む) ・ 税金支払資金(貸付金により当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は除く) ・ 転貸資金(申込人から第三者への転貸資金) ・ 旧債返済資金(上記用途②に該当するものは除く)
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金保証付マネー110番を含めて1万円以上500万円以内(1万円単位)。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン残高(当座貸越の場合は貸越極度額)の合計額が3,000万円以内とします。
ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヵ月以上10年以内。 最長6ヵ月間の元金返済据置(利払いのみ)ができます。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利。変動金利型には、自金庫長プラ基準型と大口定期預金1年もの基準型の2種類があり、適用期間(以下「周期」といいます)①(6ヵ月)②(1年)により選択することができます。 ・ 金利の変動幅は2種類の基準型ともに、各基準日における基準金利とその直前の基準日の基準金利の差をもって、ご融資利率の引き上げまたは引き下げを行います。 ① 6ヵ月周期(自金庫長プラ基準型)の場合、毎年4月1日と10月1日を基準日として見直しを行います。 ・ 4月1日に金利変更の場合、6月のご返済分から、10月1日に金利変更の場合、12月のご返済分から、それぞれ新しいご融資利率が適用されます。 ② 1年周期(大口定期預金1年もの基準型)の場合、ご融資日から起算して1年毎の応当日が属する月の1日を基準日として見直しを行います。 ・ 金利変更の場合、変更のあった基準日が属する月の翌月のご返済分から新しいご融資利率が適用されます。

萩山口信用金庫

(1/2)

融資商品説明書

平成30年4月2日現在

商品名	個人ローン(4-1)
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。・ご融資金額の50%以内で6ヵ月ごとの増額返済(1万円単位)の併用もできます。
担保	<ul style="list-style-type: none">・不要です。
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・不要です。
保証料	<ul style="list-style-type: none">・保証料率をご融資利率に含めます。
手数料等	<ul style="list-style-type: none">・不要です。
会員 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。・苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。・紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	<ul style="list-style-type: none">・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫

(2/2)